

議案第 8 号

逗子市職員給与条例及び逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部  
改正について

逗子市職員給与条例及び逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次  
のように改正する。

令和 8 年 2 月 5 日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市職員給与条例及び逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部  
を改正する条例

(逗子市職員給与条例の一部改正)

第 1 条 逗子市職員給与条例（昭和31年逗子市条例第 9 号）の一部を次のように改正す  
る。

第 6 条第10項中「又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平  
成14年法律第48号）第 4 条若しくは第 5 条」を削り、「定年前再任用短時間勤務職員等」  
を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

(短時間勤務職員の給料月額)

第 6 条の 2 短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）の給料月額は、  
前条第 1 項から第 4 項までの規定にかかわらず、これらの規定により算出した給料  
月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項又は第 4 項の規定により定められたその者の勤  
務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第11条第 3 項第 2 号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」  
を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、  
同号中アからスまでを削り、同条第 8 項を同条第 9 項とし、同条第 7 項中「自動車等」  
の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項を同条第 7 項と

し、同条第5項中「最初の月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「前項第2号に定める額及び」を「第3項第2号に定める額、」に、「の合計額が」を「及び前項第1号に定める額の合計額が」に、「同項」を「第3項及び前項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第8項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 駐車場等に係る通勤手当

支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当

前項の規定による額

第18条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の72.5」を「100分の71.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第19条第2項第1号中「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同項第2号中「100分の52.5」を「100分の51.25」に、「100分の62.5」を「100分の61.25」に改める。

第19条の3第2号中「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の次に「(平成14年法律第48号)」を加える。

附則第36項の表並びに別表第1及び別表第2中「定年前再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 逗子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成19年逗子市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の127.5」を「100分の126.25」に、「100分の97.5」を「100

分の96.25」に、「100分の107.5」を「100分の106.25」に、「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 逗子市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年逗子市条例第12号）の一部を次のように改正する。  
第29条第2項中「第8項」を「第9項」に改める。

(提案理由)

令和7年人事院の給与勧告及び近隣各市の職員給与の状況等を勘案し、諸手当について改正するとともに、一般職任期付職員の給与の取扱いについて、改正の要あるため提案する。